

連載

Salmonella enteritidis (SE)

サルモネラの 正しい知識と対応のために 142

HACCP鶏卵養鶏における コンセプト

〈その7〉

(株)PPQC 代表取締役社長 加藤 宏光

表1 HACCPを導入する課程

- 1) HACCPチームの作成
- 2) 原材料・製品についてのまとめ
- 3) 製品使用の目的
- 4) 工程一覧図作成(フローダイアグラム)
- 5) フローダイアグラムの確認
- 6) 危害分析
- 7) CCP設定
- 8) CL設定
- 9) モニタリング方法設定
- 10) 改善措置設定
- 11) 検査方法設定
- 12) 記録保存文書作成規定作成

表2 危害要因一覧

危害要因	
細菌性危害要因	硫酸水素を产生し粉らわしいもの ●サルモネラ サルモネラ・エンテリティディス(SE) サルモネラ・ティティムリウム(ST) その他のサルモネラ ●大腸菌(O-157) プロテウス その他の重要な汚染菌 ●クロストリジウム(バーフリンゲンス) ●バチルス(セレウス) ●病原性ブドウ球菌
その他	異物混入 抗生素質等残留 洗剤・殺虫剤汚染 有害化学物質汚染 成分規格不適合
	G Pでチェック 農場の管理(獣医師処方箋) G P以外で殺虫剤に注意 同上 G Pでチェック・飼料成分・鶏病

注1 常在菌として扱われ易い

注2 その他はテーブルエッグではG Pで検査されるものが多い

これまで採卵養鶏業界のHACCPシステムを構築する場合に我が国でこそ問題となるであろう点や、実際にサルモネラコントロールを目的としたシステムを野外で実行するに際しての注目すべき点等を実情・実例を取り上げながら解説してきた。稿をまとめるに当たって、安全なテーブルエッグの生産という観点から、初めてHACCPをシステムアップするケースを想定して、その過程をマニュアル化してみよう。改めてHACCPシステムを

構築するに際して、(表1)のステップが踏まれる。以下に採卵業界を前提として、各項目を詳述する。

① HACCPチームの作成
製造過程にHACCPシステムを組み込む場合、「この必要性を経営者がどの程度理解しているか」がその成果の明暗を分ける。HACCPシステムを単純に看板としてのみ認め、実質の効果に対しての期待が薄いケースでは、かけられるコストが効果を出すに至らない程度であることもある。現在の製造者責任制度への消費者の意識向上を考えると、H

表3-1 採卵農場のCCPとモニタリングポイント

☆鶏の汚染は深刻な環境汚染の原因。農場汚染を引き起こす要因として厳密にチェック

☆清浄な農場の汚染はタマゴから始まることが多いのでタマゴは必ずモニタリングのこと

CCP項目	採材頻度	陽性時の対策
導入予定と同ロットのオス鶏(各飼育器を検査) 導入予定期すべての始便 成鶏転入前の鶏糞および鶏舎のほこり	鶏の飼付けに合わせて実施 鶏の成長に合わせて実施	●導入前なら導入中止 詳細検査(原因追求) 状況により薬剤投与・ 淘汰・ワクチン等 注1
●飼料(最重要) ●鶏舎環境(当初の汚染の有無が重要)	農場に搬送される全ロット 鶏糞、鶏舎のほこり (拭き取りサンプル)/各飼育	飼料業者と対策を相談 鶏群チェック 陽性群ある時 注1
●鶏(同上)	死亡鶏・生体の解剖 (50~100羽)	陽性鶏群の対策 注1
●バイオセキュリティ(ネズミ等)	自己対策と専門業者併用	陰性・陽性とも駆除

以下に CCP 管理を目的としたモニタリングの注意点を列挙する

- 導入鶏が汚染されていた場合は原則全羽数淘汰とするが、時にはワクチネーションで対応できる
- 飼料の採材要領: 農場に搬送されるトラック毎に採材して、一時保管される。
- 農場巡回時に回収され、検査に供する。
- 原卵採材要領: 原卵30~50個レベル/各飼育、●汚破卵90個/各飼育

- 月1回以上
- 清浄な農場ではネズミ・昆蟲の汚染は原則としてないが、汚染されたあと対策が困難である
- 汚染農場におけるモニタリングは、CCP管理の成果を確認することが目的

注1: 陽性農場あるいは陽性鶏群発現に際しての対策案は項を改めて詳述する

表3-2 GPモニタリングポイント

CCP	内容	対策
1. 原料卵 2. 洗浄水 3. 乾燥状態	毎日分洗浄水 (月1度出向サンプリング) 不十分な乾燥 (出向時検卵部位で目視) ネズミ等 (SEに感染していないこと)	ジアソ150~200ppm 添加 (pHチェック) 洗浄水を40℃以上の温度
4. バイオセキュリティ 5. 作業員 6. 輸送・搬送材料 7. 特殊な包装材料	ふき取り検査	農場管理に準ずる 年数回検査等 汚染があれば消毒(トレイの日常洗浄)
その他の CCP (モニタリングポイント)		
●ブラシのふき取りサンプル(月1度出向時) ●床・作業台		
●液卵作業場 ●一定量の破卵・もしくは液卵		

注: モニタリングで細菌性危害要因を検出した場合、汚染原因 CCP の特定を目的として詳細な検証を実施する。
このためモニタリング実施を CCP 監視に準じる重要管理点とする。

A CCPシステムを設定する以上、製品への責任を十分に認識した製造 A CCPシステムを設定する以上、製品への責任を十分に認識した製造

システムの責任者への決裁権の委譲が 不十分であるため、(万が一)の際 に製造・出荷に対しての強制制限機 能を欠くことが多い。今回の解説の 対象は比較的小規模な農場を対象と しているが、中小規模(五〇三〇万 羽程度)の生産規模では独立した H CCPシステムを組織内に構築す ることは、規模と効率の関係で困難

役立てたい、という意識が強く、シ ューズを見聞すると、その必要性もさ ることながら、システム構築の実績 を製品の特化(ブランド化)に直接 A CCPシステムを構築しているケ

の農場ではアウトソーシングに依存 するものが効率的である。
アウトソーシングにおける他の効 用に、独立採算であるがゆえの自律 性がある。自己組織内組織では、最 高責任者である経営者の意向に媚び る傾向が否めない。いわば大企業病 の萌芽である。組織内における自己 保存のために、経営者の好む情報の みを上申するケースである。本来 H CCPにおいては、経営の障害と なる情報が発信される機能が重要で ある。危機管理はその情報を前提と してなされねばならない。しかるに、 経営者の耳ざわりの悪い情報を上申 し、自己の評価を下げたくない(耳

を伴う)。こうしたケースでは、本稿 で主張するように、外部の検査機関 が責任をもつてシステム構築・運用 する方が効率的といえる。

近年云々されるリストラの多くは 単純に人件費を削減するために人減 らしを計ることをいうが、眞の意味 でのリストラについての議論にはア ハーグ CCPに関するものもある。外 部組織が HACCPシステムの構築・ 運用を担えるなら、中小規模

の農場ではアウトソーシングに依存 するものが効率的である。
アウトソーシングにおける他の効 用に、独立採算であるがゆえの自律 性がある。自己組織内組織では、最 高責任者である経営者の意向に媚び る傾向が否めない。いわば大企業病 の萌芽である。組織内における自己 保存のために、経営者の好む情報の みを上申するケースである。本来 H CCPにおいては、経営の障害と なる情報が発信される機能が重要で ある。危機管理はその情報を前提と してなされねばならない。しかるに、 経営者の耳ざわりの悪い情報を上申 し、自己の評価を下げたくない(耳

を伴う)。こうしたケースでは、本稿 で主張するように、外部の検査機関 が責任をもつてシステム構築・運用 する方が効率的といえる。

近年云々されるリストラの多くは 単純に人件費を削減するために人減 らしを計ることをいうが、眞の意味 でのリストラについての議論にはア ハーグ CCPに関するものもある。外 部組織が HACCPシステムの構築・ 運用を担えるなら、中小規模

P 全ては本稿の当初に紹介した S E P を参考の上、飼料のモニタリングを特に留意して設定されたい。

⑧ C L 設定

C L (Critical Limit) とは各 C C Pにおいて危害を回避するために必要な C C P の許容限界のことと、各

H A C C P システムでは C L について特に触れず陽性の要素条件は全て排除する前提で組まれており、これ

を参考にするものについてはその多くがこれに準じている。しかし、この厳しい条件設定はあくまで S E に限定されている、ということを問題

の環境に応じて設定されてしまうべきであると理解したい。S E を例にとれば、S E 險性環境で設定される各 C C P は陽性のそれに比較して項目自体少なくてよいと考えている（ただし、S E 汚染を必ず、しかも可及的早急に摘発できるモニタリングシステムを活用していること）。

この環境に応じて設定されてしまうべきであると理解したい。S E を例にとれば、S E 險性環境で設定される各 C C P は陽性のそれに比較して项目自体少なくてよいと考えている（ただし、S E 汚染を必ず、しかも可及的早急に摘発できるモニタリングシステムを活用していること）。

⑨ モニタリング方法設定

危険要因を表 2 のように設定する

表 5 H A C C P ・ 各 C C P の C L 決定手順							
1. 最終製品の各危害を管理するための目標を規格基準の範囲内で設定							
2. 原材料・最終製品・容器・設備・機械等の温度・時間・pH・密閉度・水分活性等の測定基準値を得ておく							
3. 危害要因の実態調査で工程に入り込む危害程度を把握							
4. 最終製品の各危害の目標達成に必要な工程水準を設定							
5. 製造ラインやモデルによって実験・試験で危害要因の消長を明らかにする							
6. 保存期間の微生物・物理的変化の調査							
7. 工程における危害要因の消長についての文献があれば調査する（これによって、3, 5, 6を省略可能）							
8. モニタリング・パラメータと危害要因との関係を必要に応じて実験的に明らかにしておくこと							

● C L 設定とは、製造者が最終製品に対して予定している保存条件において、意図する品質保持期限あるいは消費期限をクリアするために、危害要因がどの程度まで許容されるかを前提として、各工程の基準を以下に設定すべきかを逆算することと言える

出典= H A C C P :衛生管理計画の作成と実践 総集編
厚生省生活衛生局乳肉衛生課・動物性食品の H A C C P 研究班を一部編集して使用

表 6 ローストビーフの加熱

C L 設定の手順（危害要因 = 大腸菌・サルモネラ・リストリニアとする）
1. 加熱温度設定（対象菌を殺滅するに十分な） 2. 指標菌の設定（対象菌で最もよい指標となるもの）
3. 1. をクリアするための加熱時間設定 4. サンプルの条件（大きさ・厚み・品温等）

最低内部温度が達成されてからの最短加熱時間（秒）

最低内部温度	Salmonella Z = 10 F	Listeria Z = 11.28 F	E. coli O157 Z = 8.30 F	E. coli : H 7 FDA 1 / 28	Salmonella USDA Patty
	7 D 1 D USDA BEAF	1 D 4 D	1993 1 D 5 D	'93 Code 1 D 5 D	1 D 5 D
130 (54.4)	1,037 7,259	1,317 5,268	1,605 8,025		
131 (55.0)	824 5,766	1,073 4,295	1,216 6,081		
132 (55.6)	654 4,580	876 3,502	922 4,608		
133 (56.1)	520 3,638	714 2,856	698 3,491		
134 (56.7)	413 2,890	582 2,328	529 2,646		
135 (57.2)	328 2,295	475 1,898	401 2,005		
136 (57.8)	260 1,823	387 1,547	304 1,518		

中略						
145 (62.8)	33 230	62 247	25 125	25 126	164	
146 (63.3)	26 182	50 201	19 95			
148 (64.4)	16 115	33 134	11 54			
149 (65.0)	13 91	27 109	8 41			

中略						
150 (65.4)	10 73	22 89	6 31	6 31	52	
151 (66.1)	8 58	18 72	5 24		8 41	
152 (66.7)	7 46	15 59	4 18		6 32	
153 (67.2)	5 36	12 48	3 14		5 26	

注 1 : かける温度の変化で菌数の現象状況をとらえたもの Snyder, O. P. H A C C P / Based Safety and Quality Assured Pasteurized-Chilled Food Systems, Hospitality Institute of Technology Management, 1995 (H A C C P :衛生管理計画の作成と実践 (総集編) 厚生省生活衛生局乳肉衛生課・動物性食品の H A C C P 研究班) を修正使用

し、厳しさも少なくなる。

ここでも、原乳生産業界を例に挙げた。現在は、原乳には一切の抗生物質が含まれてはならないのであるが、万が一抗生物質を含む原乳を出荷し、それによつて同時に集荷されたバルク車の原乳全体を汚染してしまった時には、汚染源の原乳の出荷者が全ての原乳の廃棄コストを負うシステムとなつている。こうした

責任制度の充実によって、現在原乳に抗生物質が含まれることは皆無といつてよい状況が維持されている。

ちなみに製品としてのパック乳を対象とした C C P (表 4) と食肉加工品の C L を挙げて見よう (表 5, 6)。これらを見ても加工食品の C C P がいかに多くかつ深刻であるために大きな努力が払われていることが実感される一方で加工過程で病原微生物が殺滅されるメリットも理解できる。

すべきである。特にサルモネラ汚染

が単純にサルモネラの存在のみに

起因するものと断言しきれないこと

は前号で触れた通りである（他の感

染病と併合されることで、容易に S

E が感染する一次項目参照）。それだ

けにサルモネラの有無をモニタリン

グするに当たっては、公定法のみに

頼ることなく、さらに詳細な検証を

併用することが望ましい（検証法の

詳細は前号参照）。合併感染で SE の

感染を助長する可能性のあるクロス

トリデイウムに関して、可及的に

詳細なモニタリングを持続すること

が望ましい。

⑩ 改善措置設定

各危害の内、大腸菌(O-157)

や病原性ブドウ球菌(黄色ブドウ球

菌)に起因する生産物汚染は、これま

でのPPQCの追跡でも確認されて

いない。これらが濃厚に生産物を汚

染するケースが発生した場合、改め

て改善措置の設定を急がねばならぬ

い。クロストリデイウムによる生産物

の直接汚染に関しても同様である。

クロストリデイウム・パークリングンスは

要因となっているが、これによつて

テトブリックが汚染されている事例には遭遇したことではない。しかし、第

百二十七回日本獣医学会で著者が報

告したように、この菌と SE が重複

感染するとき、予想外に低レベルの

SE が経口感染する事実を考慮する

と、クロストリデイウムの飼料汚染は

注目して監視されねばならない。一

方では該菌が飼料原料以外に環境

への常在菌としての特性も有するこ

とを鑑み、この菌の飼料中における

CL 設定を急がねばならない。

こと SE に関しては、急を要する

課題であるが、「現在農場への進入

経路は未知であり、その対処には困

難を伴う」とする研究者も多い。著

者等は PPQC における検証でその

一端を明らかにできたものと自負し

ているが、それが SE 感染経路の全

てであると過信することは極めて危

険であることも否めない。不幸にし

て鶏群モニターで陽性結果を得た場

合には処理は必須の条件となる。具

体的な対策については、PPQC における実験や検証を踏まえて本原稿

の最後に項を改めて考察する。

⑪ 検証方法設定

HACCP システムが適正に機能

しているかどうかを常に検証する方法を設定しなければならない。この項目が実質的に稼働する必要性は、対象現場にサルモネラ等の汚染がないことが前提でなければならない。こうした現場がHACCPシステムにより清浄に維持されていることを確認するに、必要で十分な方法・手順を設定しなければならない。

(2)記録保存文書作成規定作成
システム維持に必要な各記録として何が必要かを勘案し、記録の形式は一定とし、その保持方法や記録担当も設定する。こういった一連の作業はマニュアルをもつて日常化する必要がある。

生産農場におけるHACCPの概念

以上のステップを生産において考えられる危害要因に対応してカバーし、考えられる全てのCCPを管理するのが最も安全性が高いことは間違いない。しかし、前号で例に挙げた乳業分野における酪農家に対して考えられる危機要因全部を排除するといった大がかりなHACCPシス

テムを適用しようとしているよう法を設定しなければならない。この項目が実質的に稼働する必要性は、対象現場にサルモネラ等の汚染がないことが前提でなければならない。

こうした現場がHACCPシステムにより清浄に維持されていることを確認するに、必要で十分な方法・手順を設定しなければならない。

テムを適用しようとしているよう法を設定しなければならない。この項目が実質的に稼働する必要性は、対象としたHACCPシステムを構築し実施することは不可能に近い(概念的には理想であるが、実施不可能)。また、こうした完璧なシステムを農業の一分野全体に適用することにも不安を感じざるを得ない。

なぜなら、あまりに急進的な構想には大部分の採卵農場が追随できず、しかも市場が製品の安全性を十分確保していても、その外観上の不備(完璧とされるHACCPシステムでは七〇項目に余る事項の監視が義務付けられる)で誤解され、その製品の安全性にも関わらず、監視システムを完成した(かのように見える)農場のタマゴしか健全なタマゴと認めない、といった誤解が生じる可能性を否定できない。こうした不十分な情報を基にした市場のニーズを是とするなら、一部の先進的な企業体は対応できるであろうが、それらの生産量で我が国のテーブルエッグの需要を賄いきれない、といった異常な事態はさらなる混乱を招くことをも憂慮させるものであるからである。万が一、こうした完璧なシステムを構築せねば安全なタマゴを生

産できる農場があり得ないなら、それが受け入れざるを得ないのではあるが…

本題に戻り、SEやSTあるいは他の食中毒原因菌がタマゴを汚染してはならないことは当然である。この点、九州のHACCPシステムで、【環境からSEが分離されても生産品から分離されない限り、

テーブルエッグとして出荷できる】としているのは当を得ている、と評価できる。また、SEPPにより、タマゴのSE汚染をモニタリングするに必要かつ十分な方法を設定し、その基準下でのチェックでタマゴからSEが分離されれば【OK】としていることもうなづける。この概念が上記諸項目の中にあるCLの設定に当たるもの(項目8)で、アメリカでは組織の運用に当たっての許容範囲(アローランス)を必ず考証しているところは学ぶべきものが多い。

我々のカバーする領域でSE-STを初めとする危害要因の汚染が危機的と判断されれば、システムの進化は必要とされるであろうが、現状でもある程度の保存性を前提として消費される食品である。そうした意味では、今回施行された賞味期限も有効と思われる。しかし、これで、【製造物に危害要因が含まれていてもかまわない、あるいは安全である】かのように宣伝されることは、消費者にタマゴの安全性について誤解を招く恐れを内包するものであることを忘れてはならない。

システムを強制することは無駄といえ成するに当たって、【実施が容易であること】というのは、後に触れる一般的衛生管理プログラムでも要求されている条件である。

GPにおけるHACCPの概念

食品工場の範囲に包含されるGPは、食品生産の現場で要求されるHACCPシステムを十分に満足させようとして考慮されねばならない。テーブルエッグにおける食品安全の保持で考慮されねばならない特殊性は、製造過程に殺菌工程を含められないことが挙げられる。テーブルエッグはいわゆるナマモノとして、しかもある程度の保存性を前提として消費される食品である。そうした意味では、今回施行された賞味期限も有効と思われる。しかし、これで、【製造物に危害要因が含まれていてもかまわない、あるいは安全である】かのように宣伝されることは、消費者にタマゴの安全性について誤解を招く恐れを内包するものであることを忘れてはならない。

食品工場の

HACCPに先立つ概念

A CCPプランとはHACCPシステムを効果的に機能させる前提である。

一般的衛生管理プログラムではなく、包括的な衛生管理システムの一部である。このため、HACCPを機能させる前提には一般的衛生管理プログラムが必要となる。

GMP (Good Manufacturing Practice)

とは製造環境を清潔・きれいにすることで、安全な製品を製造しようとする試みである。

表7 SSOPの要件

1. 作業内容が目的にあったものであること
2. 実行可能であること
3. 具体的であること
4. 科学的な根拠に基づくこと
5. 作業の手順に沿い、遂行が容易であること
6. 責任と権限が明確化されていること
7. 見易く、理解しやすいこと

表8 SSOPの対象

項目	重要度	
	G P	農場
1. 使用する水	●	●
2. 危惧 (消毒・殺菌)	●	○
3. 従業員の手指・衣服 (汚染原因)	△	×
4. 有害物質 (混入・付着)	● [*]	○ ^{**}
5. 飛沫等 (汚染原因)	△	×
6. 従業員の健康 (同上)	△	×
7. 便所の管理 (同上)	▲ ^{***}	×
8. バイオセキュリティ	● ^{**}	● ^{**}

注: ● = 最重要 ○ = 重要 ▲ = 可能性あり △ = 可能性やあり
 × = 可能性ほとんどなし
 * 1・* 2 = 製造過程で使用する薬品等の残留や付着に注意
 * 3 = 壊い便所は全ての印象を最悪とする
 * 4 = 危害要因による汚染のある場合最重要

を以下に列挙する。

①設備施設の衛生管理

②従事者の衛生教育

③設備・施設の保守点検

④不衛生・昆虫の防除

⑤使用する水の衛生管理

⑥排水および廃棄物の衛生管理

⑦従事者の衛生管理

⑧食品等の衛生的な扱い

⑨製品の回収プログラム

⑩製品等の試験検査に用いる設備等の保守管理

理解し、マニュアル化したものに過ぎない。

ようすにすでに汚染された環境を前提として取り組まれしかも成鶏およそ一七〇〇万羽を五軒の流通業者で取り仕切る（一部には飼料会社も深く関与）といった画一的な環境で組織されたHACCPシステムと我が国

の現状のように、様々な条件が入り組んでいる場合とでは、基本的な構想が異なることもやむを得ないものと考える。こうした概念を基にして、PPQCで得られたこれまでの

検証データ等を条件として野外のコンディションを踏まえたHACCPのあり方を解説してきた。我が國の採卵業界でも、生産者が自分の環境の現状を十分に把握し、その維持に

全責任を負う意識がHACCPシステムの普及には有効と思われる。

我々の対象とする業界では、最終生産品は包装されたとはいえ、産み出されたタマゴそのもので、加工用液卵・粉卵を除いて加熱殺菌することは不可能な製品である。その特徴を

前提とし、生産農場およびG PにおけるHACCPシステムをマニュアル化することで、新たにHACCPシステムを構築される場合の参考を

SSOPの作成

SSOP (Sanitation Standard Operation Program) とはHACCP

Pシステムの前提となる衛生管理活動を積極的に推進し、有効で経済的に機能するように【なすべき事柄】を文書化したものである。その用件や具体的な条件を(表7・8)に示した。

SSOP作成に際して記述は箇条書きとし、できるだけ分かり易く記述するのがよい。

これに準じて一般衛生管理が実施されることになる。一般衛生管理については、テーブルエッグのHACCPでは多くが重複したり、過剰な解説となるので、興味のある読者はあらためて参考書物をご覧いただきたい。

採卵業界における HACCPのマニュアル化

採卵業界のHACCPのマニュアル化については我が国でも公開されたり優れた事例がある。しかし、これ

まで幾度も強調してきたが、ペストの

ようにすでに汚染された環境を前提として取り組まれしかも成鶏およ

そ一七〇〇万羽を五軒の流通業者で

取り仕切る（一部には飼料会社も深く関与）といった画一的な環境で組

織されたHACCPシステムと我が

国現状のように、様々な条件が入

り組んでいる場合とでは、基本的な

構想が異なることもやむを得ないも

のと考へる。こうした概念を基にし

て、PPQCで得られたこれまでの

検証データ等を条件として野外のコ

ンディションを踏まえたHACCPのあり方を解説してきた。我が國の

採卵業界でも、生産者が自分の環境

の現状を十分に把握し、その維持に

全責任を負う意識がHACCPシス

テムの普及には有効と思われる。

我々の対象とする業界では、最終

生産品は包装されたとはいえ、産み出

されたタマゴそのもので、加工用液

卵・粉卵を除いて加熱殺菌すること

は不可能な製品である。その特徴を

前提とし、生産農場およびG Pにお

けるHACCPシステムをマニュアル化することで、新たにHACCP

システムを構築される場合の参考を